

施設用調査票

27相保福第2156号
平成28年 2月10日

各保育所長
各幼稚園長 様
各認定こども園長

福島県相双保健福祉事務所長
(公 印 省 略)

「子どもとその保護者の食習慣や生活習慣」に関する実態調査の
協力について（依頼）

日ごろより当地域の食育の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、相双地域では、子どもたちの肥満やう蝕が増加傾向にあります。その要因として食環境が関連していると考えられており、味覚や食習慣が形成される幼児期での対策が必要となっています。

このため、当所では、学校法人尚絅学院 尚絅学院大学に御協力いただき、「子どもとその保護者の食習慣や生活習慣」に関する実態調査を実施することといたしました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、別紙調査票に貴施設の状況を記入いただき、また、通園されている3歳以上児の保護者への調査票の配付及び回収に御協力いただけますようお願いいたします。

なお、この調査に関しましては学校法人尚絅学院 尚絅学院大学の「人間対象の研究・調査に関する倫理審査委員会」の承認を得ていますことを申し添えます。

記

1 調査目的及び結果の活用等

別紙「子どもとその保護者の食習慣や生活習慣」に関する実態調査要領」参照。

2 調査票の様式

- (1) 「子どもとその保護者の食習慣や生活習慣」に関する実態調査（保護者用）
- (2) 「子どもとその保護者の食習慣や生活習慣」に関する実態調査（施設用）

3 調査票の配付・回収

- (1) 3歳以上児1名に対し保護者用調査用紙1部を保護者に配付し、回収期限までに回収願います。
- (2) 回収した保護者用調査票及び施設用調査票は、回収袋に封入し、貴施設を管轄する市町村教育委員会または市町村担当課へ返送願います。

4 返送期限等

施設回答・回収期限：平成28年2月22日（月）

貴施設担当課返送期限：平成28年2月25日（木）

（事務担当 健康福祉部健康増進課 栄養技師 大滝 電話 0244-26-1138）